

contents

ジェトロ山口

釜山派遣レポート

海外ビジネスサポーター

発行 (一財) 山口県国際総合センター
山口県日中経済交流促進協会
日本貿易振興機構(ジェトロ) 山口貿易情報センター

内容についてご意見、ご質問があれば、下記までお問い合わせ下さい。
(一財) 山口県国際総合センター
山口県下関市豊前田町3-3-1
TEL083(231)5778 FAX083(231)5787

メッセ海外通信 INTERNATIONAL NEWS KAIKYO MESSE SHIMONOSEKI

(一財) 山口県国際総合センター・山口県日中経済交流促進協会・日本貿易振興機構(ジェトロ)山口貿易情報センター

MESSE

EPAの概要とその利用のポイント

ジェトロ山口は、2022年9月28日（水）にジェトロ北九州、北九州商工会議所と共催で、「使ってみようEPA！関門編 ミニセミナー・ワークショップ」を開催しました。本事業は、山口県内および北九州市内の事業者を対象に、ジェトロと門司税関より、HSコードの特定、関税率の確認、原産地規則の確認、原産地証明手続き等の一連の実務の流れをミニセミナー・ワークショップ形式で解説しました。今回は、ミニセミナーにて説明のあった、EPAの活用について記載していきます。

■FTAとは■

はじめにEPAと同様に貿易に関わる連携協定であるFTAについて説明します。FTAとはFree Trade Agreement（自由貿易協定）の略であり、2カ国以上の国や地域が互いに関税や外国製製品の国内販売制限など、その他の貿易制限的な措置を一定の期間内に撤廃あるいは削減することを定めた協定です。関税や非関税障壁をなくすことで締結国・地域の間で自由な貿易を実現し、貿易や投資の拡大を目指すものです。非関税障壁とは、輸出入を行うにあたり、関税以外に障壁となるものを指し、例えば不当な輸出入量の制限や度を越した検疫の強化などがあげられます。FTA相手国と取引のある企業にとっては、無税で輸出入ができるようになる、消費者にとっても相手国産の製品や食品などが安く手に入るようになるなどのメリットが得られます¹。

■EPAとは■

次に今回の本題となるEPAについて説明していきます。EPAとはEconomic Partnership Agreement（経済連携協定）の略であり、

FTAで目的とされている関税や非関税障壁の撤廃という貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定です²。つまり、EPAはFTAを包含しているものと言えます（図表1）。EPA相手国と取引のある企業にとっては、無税で輸出入ができるようになることに加え、海外で事業を展開しやすくなる、海外への投資をより安全にできるようになるといったメリットがあります。中でも、貿易におけるEPAの活用法について触れていきたいと思います。

通常、輸出入を行う際、各国が定めた関税を支払う必要があります。この関税には、WTO（世界貿易機関）で定められた原則に基づいて、すべての国に対して共通の関税率が適用されます。一般的にはMFN税率（MFN=Most Favored Nation）と呼ばれており、WTO加盟国にはこの税率が適用されます。しかし、輸出入に際して、EPAを結んだ国の間では、基本的にはMFN税率より低い税率を定めることができるため、EPAを結んでいない他国よりも低い税

¹ジェトロホームページより「FTAの潮流と日本」<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/basic/>

²外務省ウェブサイトより「我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>

率で輸出入を行うことができます（図表2）。ただし、MFN税率よりも低い関税率の適用を受けるためには締約国の原産品でなくてはならないというルールがあり、EPAに記載されている原産地規則の諸条件を満たし、原産地証明書等を税関に提出することにより、EPAに基づく特惠税率の適用を受けることができますようになります。詳細については後ほど再度説明していきます。

■日本のEPA・FTAの現状■

世界的にEPA・FTAが増加してくる中、2002年11月に発効したシンガポールとのEPAにより、日本のEPAの歴史の幕が開くことになります。

2021年1月現在、日本が発行済・署名済となっているEPA・FTAは合計21（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12（署名済）、TPP11、日EU・EPA、米国、英国、RCEP）であり、現在交渉中となっているものは合計3（トルコ、コロンビア、日中韓）となっています。また、現在交渉延期中または中断中のEPA・FTAは合計3（GCC、韓国、カナダ）となっています³（図表3）。

■EPAの活用■

世界中でEPAが増加している中で、皆さんが関わることの多いであろう貿易の分野において、実際にどのようにEPAの特惠税率を活用していくのかについてここから説明していきま

す。

EPAの特惠関税を活用するためには、以下の3つの条件が必要になります。

○輸出入される対象の製品に関し、EPAの特惠税率が設定されていること。

○生産された貨物が「原産品」とであると認められること、つまり原産地基準を満たしていること。

○税関に対して、原産地証明書または原産品申告書等及び（必要に応じ）運送要件証明書を提出するなど、必要な手続きを行うこと。
この条件を踏まえた上で、次にEPA利用の流れについて説明していきます。流れとしては以下の4つになります。

1. 輸出する品物のHSコードを特定する。
2. 関税率を調べる。
3. 原産地規則を満たしているかを確認する。
4. 原産地証明書を準備する。

1. 輸出する品物のHSコードの特定について、HSコードとは、輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。関税率はこのHSコードに基づき規定されているため、まずはHSコードを調べる必要があります。輸出入申告書に記載するHSコード（日本国内細分）は税関のwebサイトにある「輸出統計品目表」（参考資料1）、または「実行関税率表」（参考資料2）で調べることができます。なお、EPAの特惠税率を利用して日本からEPA締約国へ輸出する場合、輸出先となる国のHSコードを調べる必要があります（ただし、6桁までは世界共通）。輸出先国での7桁目以降のHSコードについては、EPAごとのデータベースにて参照することができます

³外務省ウェブサイトより「我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>

⁴運送の途上で「原産品」という資格を失わないこと（＝原則として直送されることが必要な積送基準を満たしていること）

す。

2. 関税率の調べ方について、関税率は外務省のウェブサイトに掲載されている譲許表（関税撤廃・削減スケジュール）に記載されています（参考資料3）。もしくは、「world tariff」という世界各国の関税率を調べるデータベースからも検索することができます（参考資料4）。こちらはジェトロのウェブサイト経由で登録頂くことで、どなたでも無料で利用ができます。

3. 原産地規則を満たしているかの確認について、原産地規則とは、輸出入される製品が当該締約国の原産品として認められるための規則になります。大原則として、EPA協定締結国内で最終製造・加工がなされ、且つEPA協定締結国内で一定の「付加価値」が付いた等の要件を満たす必要があります、各EPAで定められた原産地規則を理解することが必要です（図表4）。日本が締結しているEPAでは、以下の3つを満たす製品を原産品としています。

○完全生産品：日本国内で完全に得られる、又は生産される製品。

○原産材料からのみ生産される製品。

○品目別原産地規則を満たす製品：非原産材料を使用して生産された製品であっても、締約国内で加工等を加え、当該材料に実質的な変更があり原産品となった製品。

4. 原産地証明書の準備について、原産地の証明については以下の3種類があります。

○第三者証明制度：生産者・輸出者が第三者機関（政府または指定機関）に対して、輸出品が原産地認定基準を満たしていることを証明する情報を提供した上で、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

○認定輸出者自己証明制度：政府によって認定された輸出者に対し、自己申告制度を適用する制度。認定輸出者以外は、第三者機関による判定が必要。

○自己申告制度：生産者、輸出者または輸入者が、自ら原産性を証明する制度。

3つの中から好きな制度を使用できる訳ではなく、EPAごとにどの制度を使用するかが決まっているため（図表5）、どの制度が適用されるかについては、都度確認する必要があります⁵。

ジェトロでは、海外ビジネスの拡大を図る日本企業、特に中小企業によるEPA/FTAの利用を促進するため、EPA/FTA利用にあたって必要なEPAの根拠書類や原産地証明書類、一般的な貿易書類を簡単かつ効率的に作成できるExcelのツール「原産地証明ナビ」を開発し、ジェトロのウェブサイトで公開しています（参考資料5）。

■ワークショップの様子■

セミナー後は、参加者の業態や貿易実務経験別に、輸入者、実務経験なし、実務経験あり（初級者）、実務経験あり（中級者）の4つのグループに分かれ、一連の実務の流れをワークショップ形式で解説しました。ワークショップ内では、講師と一緒に実際に手を動かしながらHSコードや譲許表を調べたり、各資料の見方について講師より説明を受けながら、実務に近い形での学習をしていきました。ワークショップが進んでいくと、「自社のこの商品の場合は・・・」などといった質問が多くでてくるようになり、ワークショップを通して、参加者の皆さんにとってより自分事としてEPAや貿易実務を捉えるようになっていったように見受けられました。

⁵ 日EU経済連携協定（EPA）/日英包括的経済連携協定（EPA）についてより

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>

■EPAの活用に向けて■

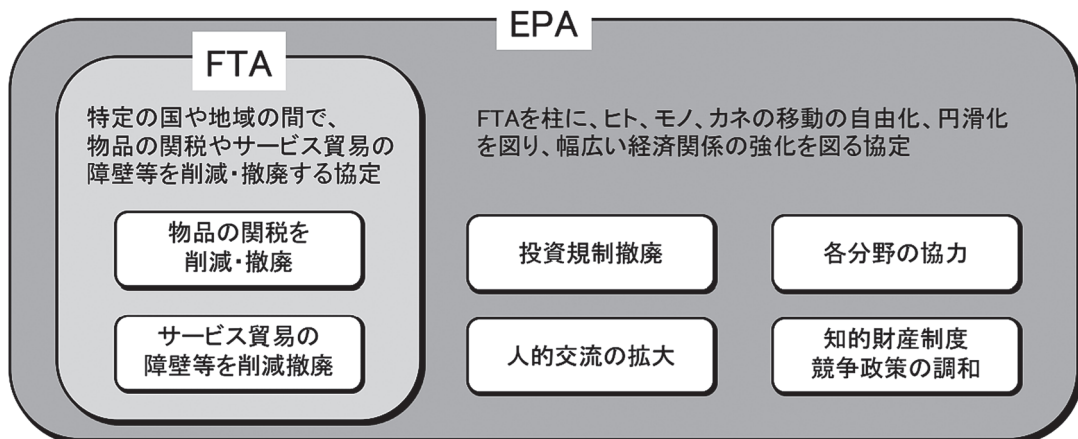
ここまで、EPA及びEPAの活用について簡単に説明してきました。EPAを活用すると関税が削減され、低い関税率にて輸出入を行えることは分かったため興味を持ったものの、なかなかEPAの活用に踏み出せない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ジェットロではそういった方々向けに、EPA相談窓口を全国に設置し（参考資料6）、またウェブサイト上に

EPA特設サイト（参考資料7）を開設しています。そのほかにも、日EU・EPAや日英・EPA、RCEPなどの個別のEPAに関する解説書も作成しております。EPAの活用について関心のある県内企業の方は、ジェットロ山口までお気軽にお問い合わせください。

（TEL：083-231-5022）

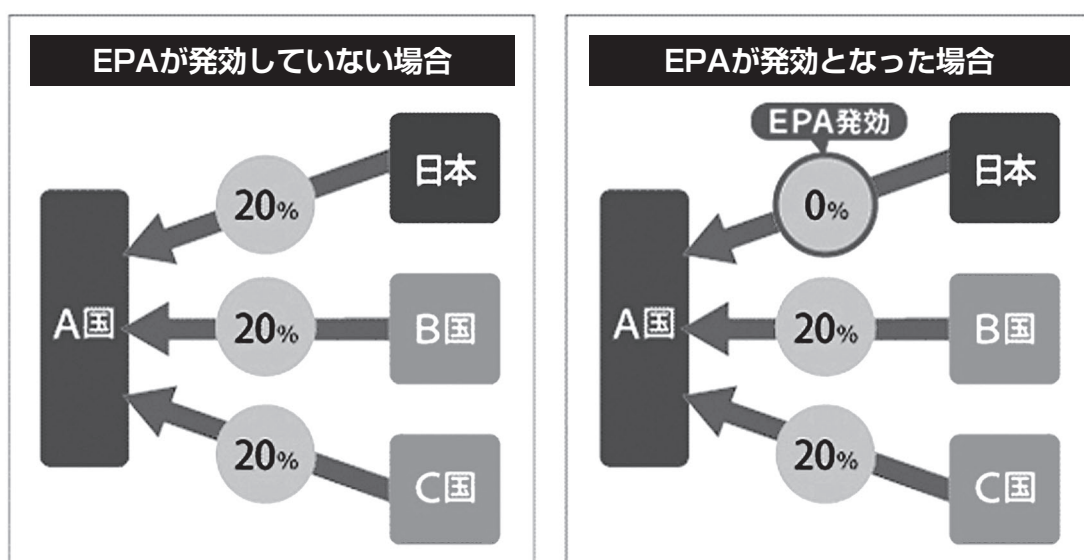
（まとめ：ジェットロ山口 鈴木光）

【図表1】EPAとFTAの関係



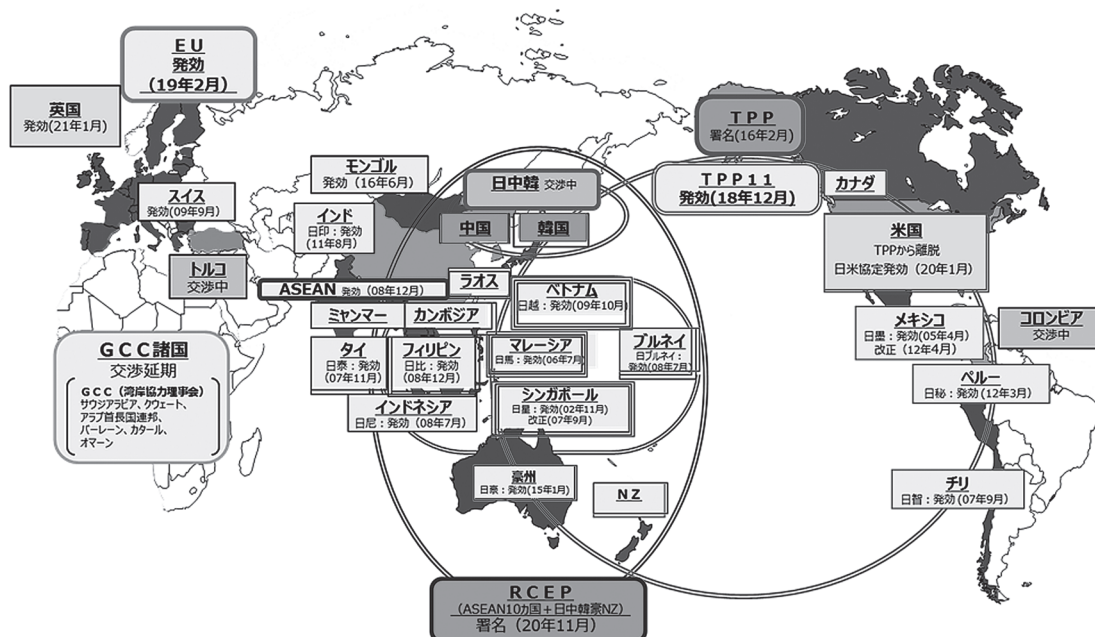
出所：「日本の経済連携協定（EPA） 特惠関税利用のための基礎知識と手順・実務」

【図表2】EPA活用時のイメージ



出所：ジェットロウェブサイト

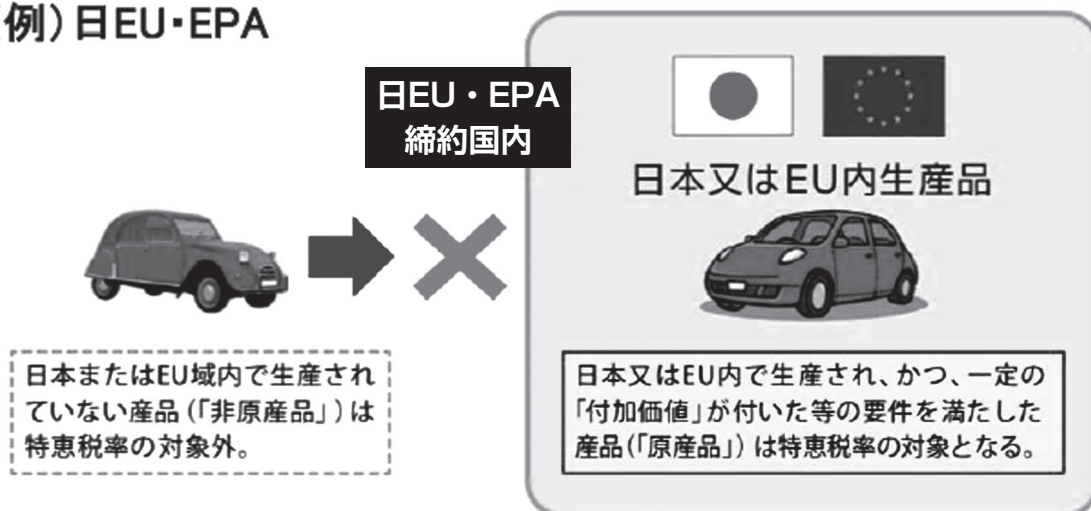
【図表3】日本の発効済みEPA・FTA



出所：経済産業省ウェブサイト

【図表4】EPA適用のイメージ

(例) 日EU・EPA



出所：日EU・EPA解説書：日EU・EPAの特恵関税の活用について

【図表5】日本のEPA/FTAにおける証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者 証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己証明制度 (自己申告制度)
日シンガポール	2002年11月	○	—	—
日メキシコ	2005年4月	○	○	—
日マレーシア	2006年7月	○	—	—
日チリ	2007年9月	○	—	—
日タイ	2007年11月	○	—	—
日インドネシア	2008年7月	○	—	—
日ブルネイ	2008年7月	○	—	—
日ASEAN	2008年12月	○	—	—
日フィリピン	2008年12月	○	—	—
日スイス	2009年9月	○	○	—
日ベトナム	2009年10月	○	—	—
日インド	2011年8月	○	—	—
日ペルー	2012年3月	○	○	—
日オーストラリア	2015年1月	○	—	○
日モンゴル	2016年6月	○	—	—
CPTPP(TPP11)	2018年12月	—	—	○
日EU	2019年2月	—	—	○

出所：日EU・EPA解説書：日EU・EPAの特恵関税の活用について

ワークショップの様子



出所：ジェットロ撮影

<記事中のEPA活用に関する参考資料>

- (参考資料1) 輸出統計品目表：<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>
 (参考資料2) 実行関税率表：<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
 (参考資料3) 譲許表：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>
 (参考資料4) World Tariff：<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>
 (参考資料5) 原産地証明ナビ：<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi.html>
 (参考資料6) EPA相談窓口：<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>
 (参考資料7) EPA/FTA、WTO：<https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>
 (その他参考資料) EPA活用法・マニュアル：
https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/#favorable_tariff

釜山派遣レポート

下関市総合政策部国際課
(釜山広域市派遣職員)

渡 邊 繁

～釜山のマラソンは夜に走る?～

アンニョンハセヨ!

11月に下関海響マラソンが開催されましたが、皆さん参加はされましたか?私の派遣先である釜山市でも勿論マラソン大会があるのですが、今回は釜山市で開催される少し変わった趣向の「ナイトレース・イン・プサン」と「釜山パダ※マラソン大会」を紹介したいと思います。※「パダ」は韓国語で「海」の意

まず、2つのマラソン大会の開催場所は釜山の有名な観光地である広安里(クァンアンリ)です。美しい広安里ビーチと釜山のランドマークの一つである広安大橋(全長7,420メートル)の景色が人気のスポットで、オーシャンビューのレストランやカフェが多数ある場所です。また夜景も人気で、ダイヤモンドブリッジと呼ばれる広安大橋のライトアップや、広安里ビーチでは毎週土曜の夜にドローンショーも行われるなど様々な楽しみ方ができるイチオシスポットです。つまり、女性を口説くなら絶好のロケーションであることは間違いありません。何がとは申しませんが100%です。思わずWake Up! Desireと叫んでしまうほどに。

話はマラソン大会に戻して、少し変わった趣向のマラソンという点を説明します。ポイント①、マラソンのコースに広安大橋が設定されており、普段は車しか通行できない道路を参加者のみ走れることです。下関市でも「つのしま夕やけマラソン」で角島大橋を走った経験はありましたが、釜山では初めてでした。韓国の歌謡曲「釜山港へ帰れ」でおなじみの、椿咲く「冬柏島(トンベクト)」を見ながら走ると思わず、歌詞を口ずさんでしまいます。因みに私はたしなむ程度で年代ではありません。どちらかというとLight up! My fireですね(^^♪

次にポイント②、釜山パダマラソンは11月に朝に開催されるマラソンですが、8月に開催される「ナイトレース・イン・プサン」は、その名のとおり夜の広安大橋を走るマラソンです。午後9時30分にスタートし、広安里の素晴らしい夜景を見ながら広安大橋を走るという贅沢な時間を過ごせるレースです。

なお、どちらのマラソン大会もフルマラソンではなく、ナイトレースは7キロ、パダマラソンは5キロと10キロの部がありました。参加費はどちらも一人40,000ウォン(約4,000円)ほどです。

どちらのレースにも参加させていただき、私は自称「日本からの招待選手」気分で、レースの途中では下関オリジナル手ぬぐいを掲げ、下関のPRも忘れずに走りました。参加者は韓国の方が多いです

が、外国人ランナーも結構参加していて、国際観光都市である釜山を感じることができます。また、少し仮装したランナーや親子で参加するランナーもいて和やかな雰囲気もありました。私も夜は仮面をつけ舞踏会に出たりするのですが、この日はかりそめの輪舞を踊るのではなく、清々しいランナーとしてレースを完走しました。

これらのマラソンは、広安大橋を走れるということで、橋の途中では多くのランナーがスマートフォンのカメラで写真撮影をしていたのが印象的でした。

日頃はなじみのない韓国のマラソン大会ですが、韓国旅行は観光、グルメ、買い物だけではなく、マラソンのようなアクティビティを体験するのはどうですか？日本との違いや新たな出会いが生まれるかもしれませんよ。

次回、シゲール通信は最終回です!! では、アンニョン（ティリリテイ、ティティ）



釜山ナイトレース（8月）



釜山海マラソン（10月）